

項目	2 困難を抱えた県民への支援充実について (1) 予期しない妊娠により不安を抱えた女性への支援
答弁者	健康福祉部長
質問要旨	<p>厚生労働省の検証結果によると、虐待死の現状は0歳児が全体の48.0%と最多で、そのうち生後0ヶ月が25.0%を占めており、望まない予期しない妊娠が、母親による虐待死の主要な要因の一つに挙げられている。</p> <p>本県では、「しずおか妊娠SOS相談窓口」を平成24年10月より開設し、1名の助産師が毎週火曜日と土曜日の午後1時から5時まで相談を受け付けているが、不安を抱えた女性への相談支援として、週2日、各4時間という体制はどう考えても十分であるとは言えない。</p> <p>福岡県では、24時間受け付ける相談窓口や、必要に応じてスタッフによる病院等への同行支援、出産や産後に適した居場所を提供し、生活や育児の支援をしながら自立へと結びつけていくシステムを構築し、必要に応じて特別養子縁組等にもつなげており、兵庫県においても24時間365日相談できる体制を整えている。</p> <p>予期しない妊娠による孤立・孤独から、最終的に子供が亡くなるという痛ましい事件に発展させないためには、不安に押しつぶされそうな女性に寄り添い、相談から医療機関の受診につなぎ、出産後の養育や経済的な自立を含めた支援など、妊娠中から産後までを通じた支援が必要と考える。また県が立ち上げたSORAとの連携も必要と考えるが、予期しない妊娠により不安を抱えた女性への支援に、県はどのように取り組んでいくのか伺う。</p>

<答弁内容>

困難を抱えた県民への支援充実についてのうち、予期しない妊娠により不安を抱えた女性への支援についてお答えいたします。

県では、予期しない妊娠により不安を抱えている方が相談できる「しずおか妊娠SOS相談窓口」を開設し、年間100件を超える電話やメールによる相談に、寄り添った対応をしております。

身近な人に妊娠を打ち明けるのが難しく、医療機関を受診していない相談者に対しては、健康福祉センター職員による医療機関への同行支援や、初診時の費用助成を行っております。加えて、経済的な困窮や若年妊娠などの理由で保護が必要な場合は、本人や保護者の意向を踏まえ、出産に至るまでの日常生活の支援が可能な婦人保護施設で受け入れております。

一方で、母子が健康で安定した生活を送るためには、出産後の子供の養育や自立に向けた支援も必要になることから、今後は、児童福祉法の改正に伴い新たに制度化されることとなった、相談支援から生活支援、更に自立支援まで一元的に担う妊産婦等生活援助事業所の設置に向けて、関係機関と共に検討してまいります。

さらに、性暴力被害に関係する相談については、専門相談窓口である、「静岡県性暴力被害者支援センターSORA（そら）」を紹介し、連携して対応しております。また、中絶可能時期や出産予定日が差し迫るなど緊急性が高い相談につきましては、県を通じて市町や医療機関に連絡し、本人の状況確認や必要な対応をすることとしておりますが、今後、相談者の利便性の向上や相談対応の迅速化に向け、窓口の運用時間や受付体制の見直しを検討してまいります。

以上であります。

項 目	2 困難を抱えた県民への支援充実について (1) 予期しない妊娠により不安を抱えた女性への支援【再質問】
答弁者	健康福祉部長
質問要旨	性暴力被害者センターはその緊急性も踏まえて病院連携型として、健康福祉部で所管したらと思いますがいかがでしょうか。

<答弁内容>

質問SORAが健康福祉部でやったらどうかというお話でございます。

答弁の中では、SORAにつきましても連携してというふうに御答弁させていただきました。当部が所管しております妊娠SOS相談窓口については、不安な悩みを抱えた妊婦本人の身体とか精神的なケア、出産後の子どもの支援など母子保健ですとか児童福祉を所管するという意味で健康福祉部でやっております。

一方、おたずねのありましたSORAにつきましては、性暴力被害の身体的、精神的ケアもございますが、警察等との連携が必要であることから、性暴力被害者支援を含めた犯罪被害者支援の一翼を担う意味でくらし・環境部で今担当しております。それぞれ相談対応につきまして、特徴がございますので、そうした特徴も今後も更に生かしながら両部、両機関が連携しながら取り組んでいきたいと思っております。

しかしながら、他県の状況等も把握もいたしまして、効果的な相談体制の事例等があれば、改めて検討もしていきたいと考えております。